

議案第23号関連資料
明石市印鑑条例の一部改正について

1 概要

国は、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、女性の活躍を中核と位置付け、女性一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを目指しています。そのための具体的な取組として、希望する者に係る住民票等への旧氏の併記をするため、住民基本台帳法施行令の改正が行われました。本市においても、売買契約や登記等、社会生活上で重要な手続に用いられる印鑑登録証明書に旧氏を記載することにより、旧氏を使用する市民の社会活動を支援できることから、明石市印鑑条例の一部を改正するものです。

2 住民基本台帳法施行令の改正について

住民基本台帳法施行令第30条の13により住民票の記載事項に旧氏が追加されることに伴い、市民が旧氏併記を希望する場合、住民票及び個人番号カード等の氏名欄に旧氏を併記できるようになります。

(住民票 記載例 : 現行の氏名欄に、新たに旧氏欄を設ける)

氏名	明石 花子	旧氏	播磨
----	-------	----	----

(個人番号カード 記載例 : 氏の後ろに旧氏がカッコ書きで記載される)

氏名	明石〔播磨〕 花子
----	-----------

3 明石市印鑑条例の一部改正について

明石市印鑑条例を改正し、住民票に旧氏が記載されている場合は、旧氏の印鑑でも登録できるようにし、印鑑登録証明書にも()書きで旧氏を併記するようにします。

(印鑑登録証明書 記載案 : 氏名の下欄に旧氏をカッコ書きで記載する)

氏名	明石 花子
(旧氏)	(播磨)

4 施行時期

令和元年11月5日実施 (住民基本台帳法施行令の施行日と同一)